

各位

令和3年6月吉日
南甲弁理士クラブ
幹事長 松田 次郎
研修部会長 源田 正宏

南甲弁理士クラブ主催 知的財産実務研修会のご案内

特許判例勉強会（第1回）

コーディネーター： 弁護士・弁理士 千且 和也
判例発表者： 弁理士 佐藤 雄哉
日時： 令和3年7月15日（木） PM6：30～8：30
会場： ZOOMでのWEB研修会
※接続方法は申込者の方に、後日メールでご連絡差し上げます。
会費： 無料

拝啓 時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

今年度の南甲弁理士クラブでは、特許の判例勉強会を複数回に渡って開催したいと思います。本勉強会は、毎回1つ又は2つの判例を取り上げて、その対象判例の技術的バックグラウンドを十分に説明した上で、それに関連する最高裁の判例や学説などを検討する予定です。

講義形式ではなく、ゼミ形式で行い、毎回、担当者が発表した後、その内容について、参加者で議論して理解を深められればと思っております。

第1回目のテーマは、「均等論の第5要件」です。下記の判例を対象判例といたします。関連判例（1）は、ボールスプライン事件で、関連判例（2）は、第5要件について言及した最高裁の判決です。対象判例がこれらの内容を踏襲しているか、第5要件の学説としてどのようなものがあるのかなどを勉強し、皆様の実務に役立てていただくことが出来れば幸いです。

<対象判例>

東京地裁平成30年12月21日判決（平成29年（ワ）第18184号：特許権侵害行為差止請求事件）

<関連判例>

- （1）最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決（平成6年（オ）第1083号：特許権侵害差止等請求事件）（民集52巻1号113頁）
- （2）最高裁平成29年3月24日第二小法廷判決（平成28年（受）第1242号：特許権侵害行為差止請求事件）（民集71巻3号359頁）

敬具

【お申込方法】

・WEB申込フォーム：<https://forms.gle/oQAjkJ5L5D3dL4626>
又は右記のQRコードからも可能です。

・Eメール：kensyu@nankoh.gr.jp

※本研修は、WEBでの開催のため、継続研修の単位認定はありませんのでご注意ください。



南甲弁理士クラブ主催 知的財産実務研修会（7/15）受講申込書

年 月 日

研修部会 源田 正宏 宛 Eメールアドレス (kensyu@nankoh.gr.jp)

ご氏名 登録番号 ご連絡先電話番号

ご連絡先Eメールアドレス

上記の欄に記載して添付ファイルとしてお送り頂いても、上記の内容をメール本文に記載頂いても結構です。

本案内は、受験生登録のお申し込みをされた弁理士試験合格者の方にもお届けしています。以後、南甲弁理士クラブからのご案内がご不要な方は、その旨をinfo@nankoh.gr.jpまでご連絡下さい。